

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月にA会社B支店に入社し、以後粉じん作業に従事した。被災者はその後、労働基準局長から、昭和〇年〇月〇日付けでじん肺管理区分「管理2、PR1、F（－）」との決定を受け、平成〇年〇月〇日を症状確認日として「続発性気管支炎」の合併症が確認されて療養及び休業を開始した。被災者は、平成〇年〇月〇日からは慢性腎不全による人工透析を開始し、平成〇年〇月〇日には気管支喘息と肺炎の悪化により入院治療中のところ、平成〇年〇月〇日に死亡した。C病院医師作成の死亡診断書によれば、直接死因は「慢性腎不全」、直接死因の原因は「高血圧」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人は、被災者の死亡原因はじん肺によるものと主張するので、検討すると以下のとおりである。

(2) 労災保険法による保険給付の対象となる「死亡」について、それが業務上の事由によるものと認められるためには、業務がその死亡に対して相対的に有力な原因であったとする相当因果関係が認められることが必要であり、本件についていえば、業務上疾病であるじん肺と慢性腎不全による死亡との間に相当因果関係が認められることが必要である。

(3) 上記の観点から、被災者のじん肺及び慢性腎不全等の状態について検討する。

ア D医師は、意見書で、要旨、「去痰剤、吸剤にて呼吸器疾患への加療、慢性腎不全のための人工透析を行う。平成〇年〇月〇日発熱呼吸状態が悪化し、同月〇日に死亡。経過中、原因不明の腹水貯留を繰り返し、全身状態悪化。死因に関しては、医学的にはっきりしないが、じん肺による呼吸不全がベースであったため、慢性呼吸不全に併発した肺炎が死因と考える。」と述べている。

イ 一方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、「主治医意見では、〇月〇日発熱、炎症反応、呼吸状態の悪化があり死亡。その原因として慢性呼吸不全に併発した肺炎が考えられるとしているが、診療カルテでは、肺炎の記載はなく、死亡直前に酸素量が増量されているのみであり、それま

での経皮酸素飽和度は95-100%と保たれている。慢性腎不全、大量腹水が病態に大きな影響を及ぼしたことが推測され、じん肺による慢性呼吸不全はあるが、死亡に及ぼした影響は大きくない。よって、死亡と業務との間に相当因果関係を有すとは考え難い。」と述べている。

ウ F医師は、意見書で、要旨、「平成〇年〇月〇日に重症の両側性気管支肺炎となり呼吸状態も悪化したため、入院治療を受け改善したものの酸素投与が常時必要な状態であり、退院困難で、同年〇月〇日C病院に転院となった。転院後、発熱時明らかな呼吸状態の悪化は認められず、胸部X線写真でも全経過を通じてほとんど変化を認めていない。また、〇月〇日の胸部CT検査でも炎症所見に関しては、入院時のものと比べても改善傾向であった。じん肺陰影や、以前の肺炎の器質的陰影が多数存在するため、経過中に気道感染がなかったと断定することはできないが、肺炎や呼吸不全の悪化を示す所見は、死亡直前まで確認できていない。平成〇年〇月頃より貧血を認め、〇月には黒色便も確認されたことから、〇月より消化管出血が持続していたと考えられる。〇月下旬より腹水貯留が増加して、頻回に穿刺排液を要する状態となり、消化管出血、腹水貯留とも原因は明らかではないが、透析中に腹水の貯留を繰り返す病態は、医学的には悪性腫瘍による可能性が一番高いと考えられる。被災者の主な死因は、消化管出血と腹水貯留により急速に全身状態の悪化を来したと考えられ、業務と死亡との間に因果関係を認めるのは困難である。」と述べている。

(4) 当審査会において関係する医証を精査したが、入院後も呼吸状態の悪化は認められず、胸部X線にも変化はなく、入院中の平成〇年〇月〇日の胸部CTでも炎症所見に関しては改善傾向にあり、肺炎や呼吸不全の悪化を示す所見は死亡直前まで確認できなかった。

被災者の主な死因としては、慢性腎不全により人工透析を受けている経過の中で、消化管出血と腹水貯留により急速に全身状態の悪化を来したと考えられ、じん肺と死亡との間に相当因果関係を認めないとしたE医師やF医師の意見は妥当であると判断され、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。